要望議案の概要(近畿市長会)

令和 6年 12月 13日作成

議案名:教育支援体制整備事業費補助金(切れ目のない支

援体制整備充実事業)について

【医療的ケアのための看護師配置事業】

提出市名:草津市

要望文案

「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が令和3年9月18日に施行され、医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職の防止に資することや、安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現に寄与するため、国や地方公共団体の責務が明確にされ、施策を実施する責務を有することとなった。

特に看護師の配置は日常的に必要不可欠な支援であることから、支援を必要とする児童生徒に 十分な支援が行き渡るよう、教育支援体制整備事業費補助金(切れ目のない支援体制整備充実 事業)により、必要な財政支援を行うこと。あわせて、看護師の適正な配置基準を設けるとと もに、不足している人材確保のための体制整備を図ること。

提案理由(要望事項の説明・問題点)

現在、医療的ケアによる支援・補助を要する児童生徒が複数おり、複数の看護師を配置し支援を行っているが、今後、対象児童生徒数は増加する見込みとなっている。児童生徒らが安心して学校生活を送ることができるよう、対象児童生徒数の増加に応じて、実態に即した適正な看護師の配置を行うための基準設定と、確実な人材確保のための体制整備が必要である。

- ・医療的ケアを必要とする児童生徒らに対し、継続して十分な支援を行うためには、教育支援 体制整備事業費補助金 (切れ目のない支援体制整備充実事業) による十分な財政支援が必要で ある。
- ・看護師の配置について、補助金交付要綱に示される、1名の看護師が複数校を巡回するケースは、緊急時に対応できないことや、医療的ケア児への対応時間が重なること等により実施が難しいため、原則、医療的ケア児1名あたり、看護師1名以上を配置する等、適正な配置基準を設けることが必要である。
- ・公立学校へ入学される医療的ケアを必要とする児童生徒数は増加傾向にある中、看護師の確保が困難な状況にあり、看護師が任用されない限り、保護者は仕事の選択や決定をすることができず、また、看護師の急な休みや有給休暇を取得する際には、「保護者に来校を依頼する」等の対応を行わなければならず、児童生徒らが安心して学校生活を送るためには、確実な人材確保ができるよう、体制の整備を行うことが必要である。

担当省广: 文部科学省

関係法令(○条○項)・要綱・通知・補助制度 等

- 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律
- 教育支援体制整備事業費補助金(切れ目ない支援体制整備充実事業)交付要綱

要望議案の概要(近畿市長会)

令和 6年 12月 13日作成

議案名:基幹業務システムの統一・標準化の推進について|提出市名:草津市

要望文案

ガバメントクラウドの利用料等の運用経費については、先行事例や既にクラウドで運用して いる自治体の実証分析等を行ったうえで、国が主体となって、関係者との協議による適切な料 金設定や為替リスクへの対応を行うことなどにより、現行の運用コストよりも負担増とならな いようにするとともに、運用経費について、適切な財政支援措置を確実に講じること。

提案理由(要望事項の説明・問題点)

地方公共団体情報システム標準化基本方針では、「標準化対象事務に関する情報システムの 運用経費等は、平成30年度(2018年度)比で少なくとも3割の削減を目指すこと」とさ れていますが、標準準拠システムの利用にあたっては、これまでにはない『ガバメントクラウ ドの利用料』、『当該クラウドへの接続料』、『当該クラウド内ネットワーク運用保守(ネットワ ーク運用補助者)』など新たな経費が必要となることから、標準準拠システムへの移行後の「情 報システムの運用経費等」は国が目指している削減効果が見込めるどころか現行経費より高額 になると試算しているところです。

このことから、厳しい財政状況の中、住民サービスへの不利益を生じることなく、標準準拠 システム安定稼働のための必要な費用を確保し続けていけるよう、各自治体の実情に沿った総 合的かつ全面的な対策を講じ、システム運用に係る費用負担も含めた万全な措置を講ずるよう 要望いたします。

担当省庁 デジタル庁

関係法令(○条○項)・要綱・通知・補助制度 等.

- ・地方公共団体情報システムの標準化に関する法律(第11条)
- ・地方公共団体情報システム標準化基本方針(第2 2.2(5))
- ・デジタル基盤改革支援補助金事務処理要領